

平成16年11月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	館	健	三
同	奥	宮	京子
同	本	間	悦雄
同	西	村	英二

監査の種別 定期監査(工事監査)

監査の対象 環境局

監査の範囲 平成15年度に発注した工事及び平成14年度から継続していた工事で、平成16年3月31日までに完成した工事

監査の期間 平成16年8月2日から

平成16年10月26日まで

監査の結果

今回の監査は、環境局が発注した工事のうちから、20件(別表)を抽出し、その設計、施工及び検査が適正かつ効率的に執行されているかについて、書類審査及び現場調査を行った。

その結果、おおむね適正に執行されていたが、一部次のとおり積算に関して改善措置を要する事項が見受けられた。

改善措置を要する事項

共通仮設費及び現場管理費の率の補正について見直すべきもの

緑ヶ丘霊園墓地整備工事は、新設墓所及び返還墓所の墓地整備工事である。その工事請負費は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等で構成されている。

このうち、共通仮設費、現場管理費については、川崎市環境局緑政部「設計積算確認事項(平成15年4月1日)」によれば、工事の施工地域、工事場所が市街地(人口集中地区)や地方部(市街地以外で一般交通の影響を受ける地区)の場合、率を補正することとされている。

そのため、本工事では工事場所が総務省統計局国勢調査により人口集中地区とされていることから市街地とし、共通仮設費、現場管理費の率を補正し工事請負費を算定した。

しかしながら、本工事の工事場所は人口集中地区と位置付けられているが、実態は市街化調整区域の霊園内で、一般交通の影響も受けない箇所であり、率の補正を行うことは検討を要する。

また、早野聖地公園集合個別型墓所第7期整備工事でも、工事場所が地方部で一般交通の影響を受ける地区とし、共通仮設費、現場管理費の率を補正し工事請負費を算定した。

しかしながら、本工事の工事場所は地方部であるが、実態は市街化調整区域の霊園内で、施工区域全体のわずかな部分が一般交通の影響を受ける地区で、率の補正を行うことは同様に検討を要する。

「設計積算確認事項」に記載されている、共通仮設費、現場管理費の率の補正は、工事の施工地域、工事場所の実態に合わせて行うよう見直すべきである。

別表監査番号14、15(環境局緑政部)

- (注) 1 直接工事費： 工事の目的物を作るために直接必要とされる費用で、工事の種類ごとに、材料費、労務費等の経費を積み上げて算出する。
- 2 共通仮設費： 工事の諸経費で、工事現場で必要とされる仮設備、資機材運搬、安全管理等の経費で対象額(直接工事費)に率を乗じて算出する。
- 3 現場管理費： 工事の諸経費で、工事現場の労務管理等の経費で対象額(直接工事費 + 共通仮設費)に率を乗じて算出する。